# 技能労務職等の給与等の見直しに向けた取組方針

# 1 現 状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

′_	マリード	. 47 7 1 30 1	アン 一面でく	1 アンテロ フ リ 入し		<i>-</i>				
Ī	区分			公務員		民間				
		職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額	A/B	
	国	5,193 人	48歳10月	287,094 円	F		歳	H		
	富山県	406 人	50歳2月	352,900 円	396,200 ₽		歳	H		
Ī	市全体	125 人	48歳11月	271,518 円	<b>278,268</b> P	_	一歳	一 円	-	
	調理員	84 人	48歳10月	268,835 円	273,506 ₽	調理師	40歳10月 歳	247,300 円	1.11	
	用務員	27 人	48歳5月	274,181 円	281,011 ₽	用務員	53歳10月 歳	227,200 円	1.24	
	運転手	12 人	49歳	281,875 円	304,125 ₽	自動車運転手	52歳7月 歳	252,100 円	1.21	
	その他	2 人	54歳11月	286,100 円	286,100 ₽	_	— 歳	一 円	_	

- ※「平均給料月額」とは、平成20年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- ※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外手当など の全ての諸手当の額を合計したものである。
- ※民間データは、賃金構造基本統計調査(H16年,H17年,H18年の各6月の3箇年平均)に おいて公表されているデータを使用している。
- ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年令、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

# (2) 年令別職員数

			20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
[	区	分		S	5	S	S	5	S	5	S	S	S		計
			未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	60歳	以上	
	A //	A //	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	全体		0	0	0	3	7	9	11	25	20	21	29	0	125
	調理	員	0	0	0	2	5	6	10	15	12	15	19	0	84
	用務	員	0	0	0	0	2	2	0	7	7	2	7	0	27
	運転	手	0	0	0	1	0	1	1	3	0	4	2	0	12
	その何	也	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2

# (3) その他給与に関する事項

ア 給料表

技能労務職給料表適用

イ 技能労務職員に係る特殊勤務手当

手当名称	支給要件	区 分	金額
早朝調理業 務に従事する	深夜時間(午前5時より前の時間)帯から	通勤距離が5キロメートル未満の職員	1回360円
職員の特殊 勤務手当	調理業務に従事する 場合	通勤距離が5キロメートル以上の職員	1回760円

#### ウ 昇給基準

平成19年から平成21年にあっては、1月1日に前1年間における勤務成績に応じ、3号級 (55歳以上の場合1号級)を標準として昇給する。平成22年以降は4号級《55歳以上の場合 2号級)を標準として昇給する。

# 2 基本的な考え方

平成18年4月の南砺市行政改革実施計画(南砺市集中改革プラン)に基づき策定された「定員適正化計画」において職員定数の適正化を掲げており、原則として退職者の3分の1を補充することとしているが、技能労務職に関しては退職者不補充の職種としており、新規の採用は行ってはいない。給与面にあっては国・県及び近隣自治体における同種の職員給与等の動向を注視し、適正な給与制度となるよう改正等に努める。

## 3 具体的な取組内容

給与手当に関しては、平成19年4月より特殊現場業務に従事する職員の特殊勤務手当を廃止し、平成20年4月1日から早朝調理業務に従事する職員の特殊勤務手当の支給用件を、国職員数の適正化に関しては、退職者不補充職種としていることから、平成20年4月1日より、市内中学校の学校給食業務に関して、5校を民間委託に切り替える対応とした。

## 4 その他

技能労務職は、退職不補充職種であることから保育園の統合、国民宿舎の指定管理制度への切り替え等、今後も適正な職員規模となるよう見直しを行う。